

令和6年9月4日

お客さま各位

平塚信用金庫

## 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

この度の災害等により被害に遭われた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。当金庫は、被害に遭われたお客さまの預金払い出し等につきまして、ご事情を考慮のうえ、下記のとおりご対応いたします。

### 記

- 1. 預金証書、通帳、キャッシュカード、お届け印を紛失された場合**  
ご預金者本人であることを確認のうえ、払い戻しさせていただきますので、本人確認書類をご準備のうえ、お申し出ください。
- 2. 定期預金等の期限前払戻しについて**  
ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）にてご対応いたします。
- 3. 手形の支払期日が経過した場合**  
今回の災害により、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に努めます。
- 4. 今回の災害のため手形・小切手が不渡りとなった場合等**  
災害時における手形・小切手の不渡り、電子記録債権の取引停止または利用契約の解除等についても、ご事情を考慮のうえご対応いたします。
- 5. 汚損した紙幣について**  
引き換えについてご事情を考慮のうえご対応いたします。
- 6. 国債を紛失された場合**  
ご相談に応じますので、窓口までお申し出ください。
- 7. ご融資について**  
災害による応急資金等のお申込みは、審査手続きの迅速化、ご融資金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮してご対応いたします。
- 8. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて**  
住宅ローンや事業性ローン等をお借入れいただいている個人のお客さまの同ガイドライン利用について、ご相談に応じますので、窓口までお申し出ください。

以上